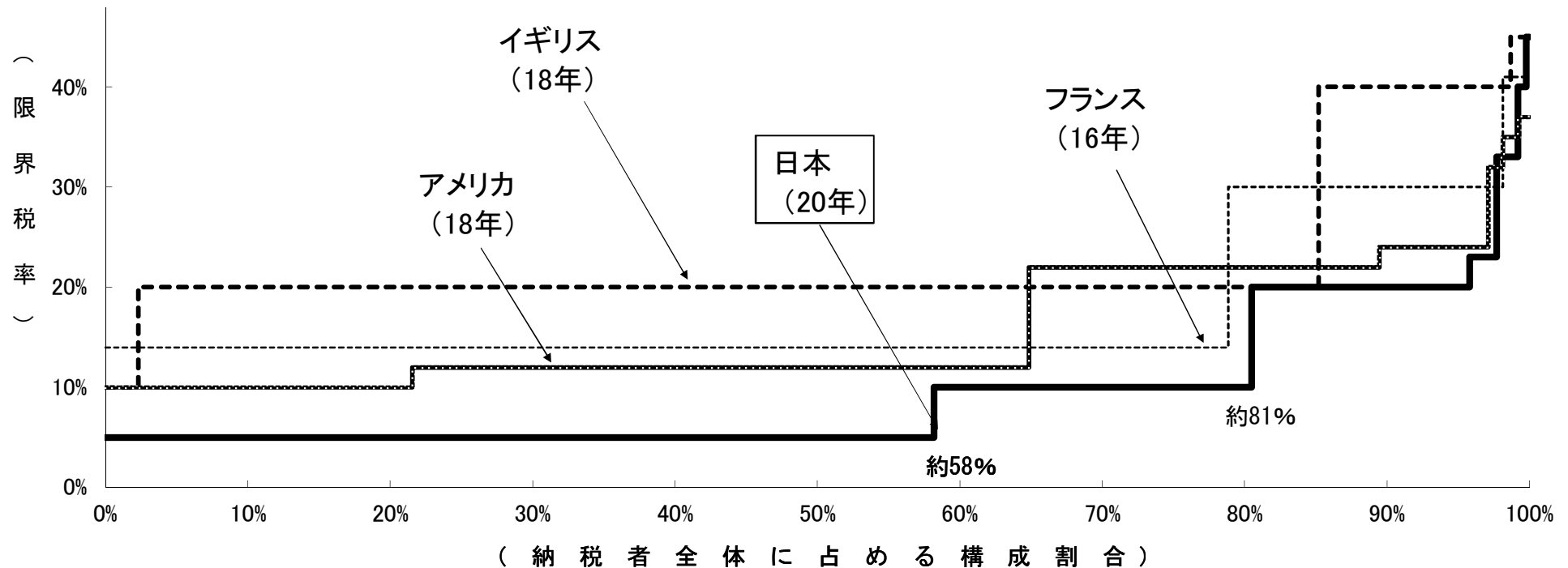


所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2021年1月現在)

我が国の所得税の納税者においては、最低税率(5%)が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。



限界税率	0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(20年)	81%	15%	4%
アメリカ(18年)	22%	43%	35%
イギリス(18年)	2%	83%	15%
フランス(16年)	0%	79%	21%

- (注) 1. 日本のデータは、令和2年度予算ベースの推計値である。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計等に基づいて作成(ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる)。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. 上表中のイギリスの「0%超～10%以下」の欄には、便宜的に、「給与所得等が無く、利子所得に対して20%の税率が課されている者及び/又は配当所得に対して7.5%の税率が課されている者」の割合を記載している。
 5. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
 6. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階(5・10・20・23・33・40・45%)、アメリカは7段階(10・12・22・24・32・35・37%)、イギリスは3段階(20・40・45%)、フランスは5段階(0・14・30・41・45%)である。また、2020年1月以降、フランスはブラケット内の税を改正し、5段階(0・11・30・41・45%)となっている。
 7. 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。